

# PTA 規約の変更について

## 第十三章 経理

### 第三十三条

#### (変更前)

この会の会費は、年額一家庭二、二〇〇円とする。

(転出入の場合は一学期・二学期七七〇円、三学期六六〇円とする。)

#### (変更後)

この会の会費は、年額一家庭二、〇〇〇円とする。

(転出入の場合は一学期・二学期七〇〇円、三学期六〇〇円とする。)